

2025年度 一般駐車場等警備誘導業務委託仕様書

1. 目的

来院者の安全確保を目的に、人的警備誘導並びに車両の通行に主眼をおいた警備誘導体制とし、歩行者の適切な誘導及び車両の進行と迷惑駐車の軽減を促し、来院者が安全にスムーズに往来できるようにする。

2. 業務内容

下記の近江八幡市立総合医療センター敷地内区域での「車両」並びに「来院者」の適切な誘導と安全確保を行う。業務に変更が生じた場合は速やかに総務課担当者へ連絡を行う。

(1) 対象区域と警備員配置

別紙-①図参照

イ) 配置ポイント（目安）は「Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ」の3カ所とする。

- ・Ⓐ---正面玄関前乗降域（バス待合）、ハートフル駐車場出入り口
- ・Ⓑ---障害者用駐車場付近横断歩道
- ・Ⓒ---北出入口側横断歩道（救急センター側）

ロ) 配置人員は3名

業務中は自らの安全確保にも注意する。

※詳細は受託業者にて確認把握する。

(2) 交通誘導警備

イ) 一般駐車場から正面出入り口並びに北出入口までの歩道及び横断歩道での歩行者の適切な誘導を実施し安全を確保する。

ロ) 障害者用駐車場への駐停車時の安全を確保及び北側出入り口先から一般駐車場までの横断歩道での歩行者の安全を確保する。特に障害者用駐車場への誘導については、当該駐車場を必要とする者のみとすること。

ハ) 正面バス停領域での、乗降の為の停止車両及びその乗降者の誘導と安全を確保する。

ニ) ハートフル駐車場利用者（進入・退出）への適切な誘導を実施し安全を確保する。

更に、次項（3）のイ）に定める業務日の午後6時以降、翌朝8時までは閉鎖する旨の周知をすること。また、業務開始、終了時に出入り口の解除及び施錠を行うこと。鍵は防災センターにて手続きを行い借り受ける。

(3) 業務時間

イ) 業務日（勤務日）

土・日・祭日、及び年末年始（12/29～1/3）を除く月曜日～金曜日とする。

ロ) 業務時間

- ・午前9時から午後1時までの4時間を1名とする。
- ・午前8時から午後6時まで及び午前7時から午後5時までの10時間を各1名とする。(休憩1時間含む)

休憩時間帯は、受託業者と医療センター担当者間で別途協議とする。

※各配置ポイント別業務時間

- ・Ⓐ--- 午前8時～午後6時
- ・Ⓑ--- 午前9時～午後1時
- ・Ⓒ--- 午前7時～午後5時

※各配置ポイントにおいて、定めた時間に業務がスタートできること。

(4) 業務の報告

業務開始と終了の報告を近江八幡市立総合医療センター内の防災センターまで行う。

終了の報告時に当日の警備日誌を提出する。

警備日誌のフォーマットは定めないが次の項目が記載されていること。

業務の「日付、会社名、連絡先、警備員名(派遣員名)、業務時間」等。

(5) 緊急時の対応

不測の事態(人身事故、車両事故等)が発生した時は速やかに近江八幡市立総合医療センター内防災センターへ連絡をする。

3. 警備員の教育等

受託業者にて警備業法に定められた教育を実施し、業務に関する知識・技能及び能力の向上並びにマナーの向上に努める。

- ・警備要員に対しては警備業法に基づく、新任教育及び現任教育を実施する。
- ・警備誘導員は上記教育を受講した者とする。

4. 書面の提出

(1) 落札業者は、次の関係書面を提出する。

警備業法で定められた契約締結前の概要記載書面並びに業務認定書及び受託業者が契約主となっている損害保険等の写し。

(2) 落札業者が、当警備業務の契約を締結したときは、警備業法で定められた契約の内容を明記した書面。

5. その他

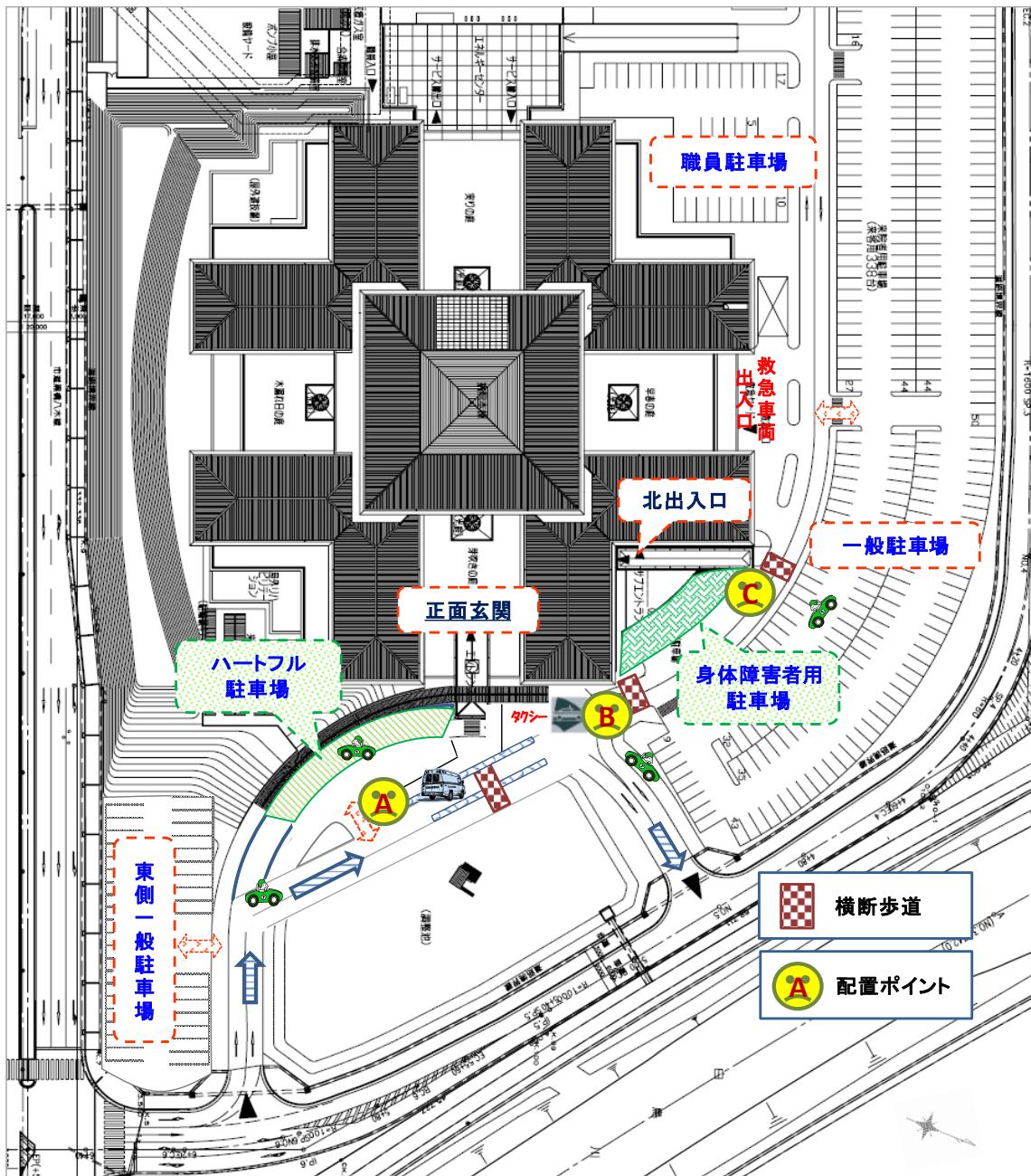
服装及び装備品(業務服、制帽、誘導棒等)は受託企業が定めているものとし、費用は受託業者負担とする。

他、不明な点等は別途受託業者と協議を行い決定するものとする。

警備誘導業務仕様書_別紙-①

近江八幡市立総合医療センター敷地図

「警備誘導配置ポイント」



【各配置ポイントでの業務時間】

- (A) : 8時～18時
- (B) : 9時～13時
- (C) : 7時～17時